

平成15年10月31日

答 申

第1 審議会の結論

「平成14年度鳥取県立高校退学者数について学校ごとの数(学年別、男女、退学の主な理由)」「(以下「公文書」という。)について鳥取県教育委員会(以下「実施機関」という。)が行った退学理由を非開示とする部分開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

平成15年 7月 1日 公文書開示請求
 7月15日 公文書部分開示決定通知
 7月16日 行政不服審査法第6条の規定による異議申立て

第3 実施機関の部分開示決定理由

退学の理由については、学校によっては退学者が一名の場合や退学者が複数であってもその理由が一つの場合があり、個人が識別されなくても、退学理由の特定により個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、個人情報として鳥取県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条第2項第2号に該当する。

第4 異議申立人の主張

退学の理由は個人に関する情報とはいえ、個人の権利利益を侵害するおそれはない。確かに退学者が一名の場合や退学者が複数であってもその理由が一つの場合は個人の退学理由が特定されうるが、それ以外の場合も一律非開示とするのは非開示規定の安易な適用である。部分開示決定を取り消し、非開示部分の開示を求める。

第5 本件異議申立て審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成15年 7月24日	諮問書の受理
8月 8日	実施機関から理由説明書提出
8月27日	申立人から意見書提出
9月 8日	審議
9月29日	意見陳述・審議
10月31日	審議・答申

第6 審議会の判断

審議会は、上記審議を経て諮問案件を検討した結果、次のように判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、文部科学省からの依頼により、実施機関が各県立高等学校長に対し退学者についての報告を求め、その報告結果を取りまとめたものであり、平成14年度における退学者数について各高校ごと及び全日制・定時制課程ごとに、学年別・男女別・理由別に分類された退学者数が記載されている。

また、非開示とされた理由別の欄については、退学理由を「学業不振」、「病気が」、「経済的」、「問題行動」、「進路変更」、「家庭事情」、「不適應」及び「その他」の8項目に分類し、各理由に該当する退学者の人数が学校別に記載されている。

2 条例第9条第2項第2号該当性について

条例同条同項同号本文は、非開示とする情報として「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」と規定している。

「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」とは、当該情報から直接に特定個人が識別できる情報だけでなく、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る情報も含まれると解される。そして「他の情報」には、情報公開制度が何人にも開示請求権を認めている以上、一般的に容易に入手可能な情報のみならず、学校関係者等特別な者のみが入手し得る情報も含めて判断すべきである。

本件公文書には、人数が記載されているだけであり、特定の個人に関する氏名、住所、生年月日等直接に特定の個人が識別できる情報は含まれないが、一定の範囲の教職員や生徒など特定の個人が退学した事実を知っている者がその既知の情報と組み合わせると当該退学者の退学理由を新たに認識するおそれがある。これは、退学理由が一つである場合はもちろん、複数の場合であっても、いくつかの理由のどれかであることが認識され、程度の差はあれ個人を識別される可能性は否定できない。

以上により、本件公文書に記載されている情報は、条例同条同項同号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当する。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。